

はしがき

法律文化社から専門的な基本的憲法教科書を作成したいという相談をいただいたとき、2つのことを思い浮かべた。1つは、法律文化社発ということから、先行する浦部法穂・大久保史郎・森英樹『現代憲法講義1 [講義編]』（初版1993年、第2版1997年、第3版2002年）のことである。同書の歴史的視点と憲法構造に照らした日本政治・社会の現実分析という視点を基本的コンセプトとして今日的に引き継ぎ発展させることができないかと考えた（なお、同書は、浦部法穂・大久保史郎・森英樹・山口和秀編『現代憲法講義2 [演習編]』（1989年）とセットになった、当時として画期的と思われる企画によるものであった）。2つは、関西発ということから共同執筆メンバーのことである。ただちに永田秀樹氏（関西学院大学）、長岡徹氏（関西学院大学）、村田尚紀氏（関西大学）、倉田原志氏（立命館大学）に相談をさせていただいたところ、それぞれ快諾をいただいた。

こうして、上記基本的コンセプトと執筆メンバーが決まり、専門的な基本的憲法教科書作りが開始された。2016年秋のことである。その時、日本政治は、2015年9月の「安倍関連法」強行採決に至る経緯の中で指摘されたように、「立憲主義の危機」に直面し、小選挙区制の下での「一強支配」あるいは「政治の私物化」などの問題を顕在化させていた。そのような状況の中で、憲法学習の必要性・重要性をあらためて痛感することとなった。

本書の特色は、次のような点にある。

第1、歴史的視点を保持しつつ日本政治・社会の現実的展開を常に念頭に置きながら、限られた頁数の中に基本事項を可能な限り盛り込んだ上で、最先端の議論も取り込むよう努めた（基本から先端まで）。ただし、簡明な記述となるようにこころがけた。その際、執筆者各人の研究室・教室におけるこれまでの憲法学習・教育の経験（それ自体乏しいものではあるかも知れないけれども）を基に、数度の編集会議での議論を踏まえて執筆作業が進められた。

第2、基本原理に関して、憲法の問題や規範的性格などの問題が言葉の定義

の問題として片づけられてしまう傾向があるのではないかということから、それらが立憲主義の考え方の基礎をなすきわめて重要な問題であることをあらためて強調することとした。そこで、たとえば、「正当性」、「権力」、「権威」など、一般には詳しい説明が省かれる社会科学の基礎概念についてスタンダードな記述を行うよう努めた。「天皇条項」と「平和条項」について、憲法の「原点」と「現点」との乖離が大きいことから、「現点追認」ではなく「原点再確認」をするよう努めた。人権について、基本的な判決を網羅し、最新の理論状況・論点にも目配りをしつつ、違憲審査を念頭に置いた解釈を提示するよう努めた。また、違憲審査制の意義について、ドイツの理論を踏まえて新しい視点から解説し、ドイツの三段階審査論についても比較法の観点からその有効性と限界について詳述するよう努めた。その他統治機構全般について、近年の憲法政治の現実が統治機構の問題の重要性を再認識させていることから、基本事項を網羅した上で最新の状況に配慮して記述するよう努めた。

本書の性格上、その都度引用を明示しなかったが、執筆にあたって、多くの先行業績を参照させていただいたことはいうまでもない。感謝するとともに、ご寛恕を請う次第である。

本書が、専門的な基本的憲法教科書として憲法学習に貢献し、さらには憲法研究のきっかけになるようであれば幸いである。

法律文化社編集部の舟木和久さんには企画の段階からさまざまなご配慮をいただいたことを記して、感謝を申し上げる次第である。

2018年3月

執筆者を代表して

倉持 孝司